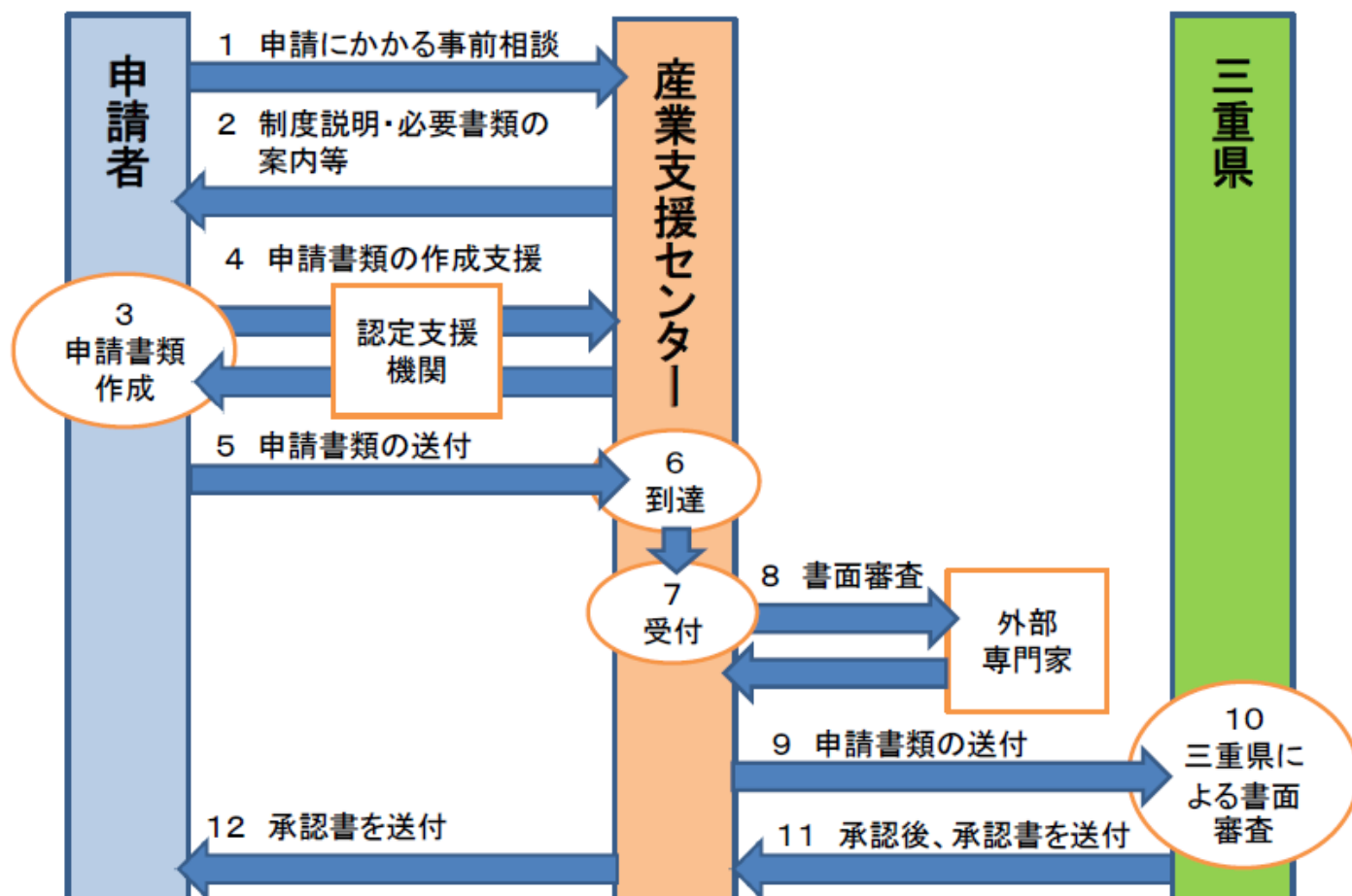


経営革新計画の承認手続き（申請から承認までの流れ）

一般的な申請手続きの流れ



※認定支援機関（商工会・商工会議所、金融機関、専門家等）でも、申請書類の作成支援をしていますので、ご相談ください。

【経営革新等認定支援機関の一覧】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

（県内の支援機関は「中部」地域のファイルにてご確認ください。）

※経営革新計画の承認の標準処理期間は45日です。（標準処理期間とは、上記流れ図の「7 受付」から「12 承認書送付」までの手続きに必要な標準的な期間です。ただし、補正に要する期間は含みません。）場合により1～2か月以上かかる場合がありますので、余裕を持って進めるようにしてください。

申請窓口

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5F

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 経営支援班

電話 059-253-4355 FAX 059-228-3800

メールアドレス koujou@miesc.or.jp

<承認手続き等詳細>

経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

(1) 申請書・添付書類等の準備、作成（前頁「一般的な申請手続きの流れ」の「1 申請にかかる事前相談」から「4 申請書類の作成支援」まで）

- ①経営革新計画の承認申請書・別紙資料を、ホームページからダウンロードしてください。
（リンク先⇒<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/70343022647.htm>）
- ②申請書を一旦作成されましたら、公益財団法人三重県産業支援センター経営支援課（以下、(公財) 三重県産業支援センターという。）に**電子メールで申請書ファイルをお送りください**。
- ③申請書類に記入漏れ、資料の不足等の不備がないかを確認し、(公財) 三重県産業支援センターより折り返しの連絡をさせていただきます。
（※1）申請書の作成方法が分からない場合は、まずは、**別紙資料の第1ページ目を作成**してください。作成いただいた別紙資料を基に、申請書作成の助言や計画の策定の助言等を行います。

(2) (公財) 三重県産業支援センターへ申請書の提出（前頁「一般的な申請手続きの流れ」の「5 申請書類の送付」から「6 到達」まで）

- ④申請書類に不備がないことが確認された場合、(公財) 三重県産業支援センターに申請書を郵送等により提出してください。
（※2）通常は(公財) 三重県産業支援センターが提出先となりますが、実施主体により提出先が異なる場合がありますので、以下をご参照ください。
（リンク先⇒<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/70389022696.htm>）
- ⑤（**該当者のみ**）本法に関連する信用保証、低利融資等の支援措置を利用する場合には、計画申請と並行して各支援機関と密接な連絡をとることが適当です。

(3) 三重県知事の承認（前頁「一般的な申請手続きの流れ」の「7 受付」から「12 承認書を送付」まで）

- ⑥外部専門家、県の審査を経て計画が承認されます。
- ⑦承認後、各支援機関等による審査を経た上で支援措置等が受けられます。
経営革新計画に関連する支援措置は、以下をご参照ください。
（リンク先⇒<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/70385022692.htm>）
（※3）**経営革新計画の承認は、支援策の実行を保証するものではありません**。各種支援を受けるためには、計画の承認後、別途該当支援機関での手続き・審査が必要です。

(4) 計画実施、フォローアップ調査（計画開始後の概ね1年後）

- ⑧計画開始後、フォローアップのために計画進捗状況を把握するためのアンケート調査等が行われます。
（※4）計画の途中で大幅な計画変更が必要な場合は、変更申請書をご提出ください。
（リンク先⇒<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/70344022648.htm>）